

信州大学シェアオフィス Matsumoto 利用要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、信州大学学術研究・産学官連携推進機構スタートアップ・事業化推進室規程(令和 6 年 3 月 18 日信州大学規程第 365 号)第 3(4)の規定に基づき設置するシェアオフィス Matsumoto(以下「本施設」という。)の利用に関し必要な事項を定める。

(運営委員会)

第 2 条 本施設の円滑な運営を図るため、信州大学シェアオフィス運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(利用者の資格)

第 3 条 本施設を利用できる者は、信州大学(以下「本学」という。)の学生、教員、職員、その他学術研究・産学官連携推進機構長(以下「機構長」という。)が適当と認めた者とする。

(利用の申請と承認)

第 4 条 本施設を利用を希望する者は、所定のシェアオフィス利用申請書(別記様式)により機構長に申請し、承認を受けなければならない。

2 機構長は、前項の利用申請が適当であると認めたときは、これを承認する。

(利用の変更)

第 5 条 前条の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)がシェアオフィス利用申請書の記載事項を変更しようとする場合は、機構長に申請して、改めて承認を受けなければならない。

2 前項の変更の承認については、前条第 2 項の規定を準用する。

(利用者の遵守事項)

第 6 条 利用者は、この要領に定めるもののほか、「信州大学シェアオフィス Matsumoto 利用規約」を遵守するとともに、機構長の指示に従わなければならない。

(利用料)

第 7 条 利用者は、本施設及び設備等の利用にあたり、所定の利用料(別表)を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、運営委員会が認めるときは、利用料の一部又は全部を減免することができる。

(利用承認の取消し)

第 8 条 機構長は、次の各号の一に該当するときは、利用者の利用承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 利用申請書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 利用者が第 6 条の規定に違反したとき。
- (3) 本施設の管理運営上重大な支障を生じさせたとき。
- (4) その他機構長が利用させることを不相当と認めたとき。

(設備の破損等)

第 9 条 利用者が、故意又は過失により設備等の破損、滅失又は汚損(以下「設備の破損等」という。)を生じさせたときは、速やかに機構長に届け出るとともに、原状回復に必要な費用を負担しなければならない。

(事務)

第 10 条 シェアオフィスの事務は、研究推進部大型研究推進課において処理する。

(雑則)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、シェアオフィスの利用に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この細則は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 8 月 26 日から施行する。

信州大学学術研究・産学官連携推進機構長 殿

年 月 日

信州大学シェアオフィスMatsumoto利用申請書

信州大学シェアオフィスの利用について、以下のとおり申請します。

1. 利用者	
氏名(ふりがな)	
利用者資格	☐ 学生 ☐ 教員 ☐ 職員
所属・学年/職位	学生の場合 学籍番号 _____
学内電話番号	☐ 内線() ☐ 外線() ☐ なし
自宅住所	
携帯電話	
e-mail	
2. 利用内容 ※申込時点で希望する利用内容をご記入ください。	
利用者区分	☐ 起業準備中 ☐ 起業済(会社名:)
利用施設	☒ シェアオフィス Matsumoto
利用設備等	☒ シェアオフィス ☐ ロッカー ☐ 固定ブース ☐ 会社登記
利用目的	☐ 起業に関する相談・情報収集 ☐ 起業に向けた準備 ☐ 企業活動(メインオフィス・サブオフィス) ☐ その他()
試用の希望	利用可否の通知日までの試用を ☐ 希望する ☐ 希望しない
3. ビジネスパートナー	
シェアオフィスを利用中又は申請中(申請予定)の起業仲間がいれば、氏名を記載してください。	
4. 利用要領及び規約の遵守	
以下を確認し、チェックをお願いします。 本申請書の記載事項に虚偽はありません。また、シェアオフィスの利用(試用)にあたり、信州大学シェアオフィス利用要領、信州大学シェアオフィス利用規約及び利用の手引を遵守します。 ☐ 上記について了承します。	

〈申込書提出先〉 信州大学 研究推進部 大型研究推進課
〒386-8621 長野県松本市旭3-1-1
TEL: 0263-37-2037
E-mail : share-matsumoto@shinshu-u.ac.jp

※個人情報は、利用申請の審査及び本施設の管理運用のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

(利用申請書・別紙)

起業に向けた抱負及び事業計画について

申請者: _____

1. 起業に向けた抱負 (なぜ、シェアオフィスを利用したいのか)	
2. 起業を考えている／起業している事業計画について	
☐ 事業プラン名 ☐ 企業名	
起業の動機	
事業内容	
起業時期	☐ 予定 (年 月ごろ) ☐ 年 月 設立済

※必要に応じて別添資料(10 頁以内)を添付することができます。

別表(第7条関係)

利用料等(本学の学生及び教職員)

施設・設備		利用料 (税込み)	起業準備中		起業済	
			学生	教職員	学生	教職員
1	オフィス※ ¹	月額	500円	2,000円	1,000円	4,000円
		一括払	2～4月ヶ分	割引なし		
			5～11月ヶ分	1割引		
			1年分	2割引（年度単位）		
2	ロッカー(鍵付き)	月額	500円			
		一括払	2月分まで可		2月～1年分まで可	
3	固定ブース	月額	1,000円	3,000円	1,500円	4,500円
		一括払	2月分まで可		2月～1年分まで可	
4	会社登記料金※ ²	登記時	3,000円			

※¹ オフィス利用申請書を受理後に試用ID(利用申請の結果が通知されるまで有効)を付与する。
 オフィス利用が承認された月は無料とする。

※² 社名板、シェアオフィスWebサイトへの掲載、事務手続等の手数料を含む。